

(問18) ホームヘルプのサービス提供責任者がもっと機能を発揮できるような環境を整備するべきではないか。

(答)

- ホームヘルプのサービス提供責任者については、サービスの質の向上、現場において人材育成等に責任を負う役職者としての役割の確立、介護職員の能力開発とキャリア開発の支援等の観点から、求められる知識・技術等に応じた研修体系の見直し、充実・強化に取り組んでまいりたい。

(問19) 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律の第6条に基づき、厚生労働大臣が作成する「介護雇用管理改善等計画」に、一定の到達目標や目安を盛り込むべきではないか。

(答)

- 介護雇用管理改善等計画については、介護保険制度や資格制度の見直しの結果を踏まえ、計画期間中であっても、必要な見直しを行うこととしており、その際、一定の到達目標等を計画に盛り込むことについても検討してまいりたい。

(問20) 認知症やターミナルケアに対応した研修の実施など、介護従事者の質の向上に取り組むとともに、研修受講中は賃金の対象となるなど、無理のない研修体系を考慮されたい。

(答)

- 認知症やターミナルケアに対応した研修の充実など、介護従事者の質の向上に向けた、研修体系の見直しに取り組むこととしている。また、研修の内容については、現任者が受講しやすいカリキュラムや研修方法等を検討してまいりたい。介護従事者の研修機会の確保は事業者の責務であり、現行の指定基準にも定められているところであり、適切に研修機会が確保されるよう、事業者への周知を図ってまいりたい。

## 5. 情報開示

(問21) 第三者評価の義務付けと情報開示の標準化の取り組みについて、両者を整理し、利用者による適正な選択を可能とするための情報開示の徹底を図るとともに、契約内容の明示を徹底すべきではないか。また、万一、情報開示において虚偽の報告があった場合にはどうなるのか。

(答)

- 介護保険制度は、利用者の選択を基本としており、利用者による選択を通じてサービスの質の向上が図られるよう、外部の評価機関が評価するのではなく、利用者の選択に資する客観的な事実に関する情報を公表する制度としたところである。利用者との契約内容についても、利用者の選択に資する情報については、公表の徹底を図ってまいりたい。
- また、情報の公表制度における虚偽報告は、事業者指定の取消等の処分の対象にもなりうるものであり、そうした点について周知徹底を図り、適切な情報公表を推進してまいりたい。

## 6. 地域包括支援センター

(問 22) 地域包括支援センターの設置を進めるにあたっては、職員体制の確保ができるように支援するとともに、他の模範となるべき事例を示すなど、保険者への強力な支援体制を整えるべきと考えるが、どのような姿勢で臨むのか。

(答)

- 地域包括支援センターについては、専門 3 職種それぞれに経過措置を設けることにより、職員体制の確保を支援しているところである。また、今後、全国課長会議の場等を活用し、ご指摘の地域包括支援センター設置に当たつて範となるべき事例の提示も含め、保険者への支援を十分に行ってまいりたい。
- なお、地域包括支援センターの運営を在宅介護支援センターに委託する際には、市町村の責任を明らかにしつつ、公正・中立を確保する観点から、介護予防サービス事業からの独立性を担保するなど運営協議会の仕組みについて指導してまいりたい。

(問23) 2号被保険者や医療保険者が給付・サービスに関与できるようにすべきではないか。

地域包括支援センターの運営協議会にも、利用者や被保険者の意見が反映されるよう、これらの参加を必須とすべきではないか。

また、2号被保険者や医療保険者の代表が全国的な場で介護保険制度の運営に関与していくことも必要ではないか。

(答)

- 介護保険制度について、2号被保険者や医療保険者の代表が制度運営により一層関与していく観点から、自治体における介護保険事業計画等の策定への参画を進めていきたい。
- また、地域包括支援センター運営協議会の構成団体としては、サービス利用者や被保険者（1号、2号）の代表を入れるよう、自治体に周知してまいりたい。
- さらに、全国的な場での介護保険制度の運営に関しては、昨年7月にまとめられた社会保障審議会介護保険部会の報告においても指摘されているところであり、厚生労働省において、保険者や第1号被保険者とともに第2号被保険者や医療保険者などで構成する協議会を設置することも視野に入れて、具体的な取り組みについて、今後、関係者と検討してまいりたい。

## 7. 地域支援事業

(問24) 地域支援事業の対象者を見出すため、健診制度との連携を図るべきではないか。健診に要する費用は、医療保険制度側で負担すべきではないか。

(答)

- 老人保健事業において実施している健診の取扱いについては、その費用のあり方も含め平成18年度予算編成までに、今後予定されている医療制度改革や健康フロンティア戦略との関係も含め整理することとしているが、その実施に当たっては、地域支援事業の介護予防スクリーニングとの密接な連携の下で、効果的・効率的な事業実施が可能となるよう工夫してまいりたい。

(問25) 地域包括支援センターにおいて行われる地域支援事業については、税財源を充てることが妥当と考えるが、保険料からも充当する場合は、地域支援事業の範囲が過度に拡大しないように、その上限及び事業内容を厳しく定めるべきではないか。

(答)

- 地域包括支援センターにおいて行われる地域支援事業については、保険料を充当する事業の範囲が過度に拡大しないように、その上限及び事業内容を政令で定めると共に、各保険者において、事業実績の公表を行うこととしたい。